

[別紙1]

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等 交通費助成金の手続きについて

1. 県立ハローワーク・とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点で相談

○鳥取県立ハローワーク又はとっとりプロフェッショナル人材戦略拠点で就職の支援を受けた方が助成金の対象となります。

2. 企業見学会、採用面接の調整

3. 企業見学会、採用面接に参加

○面接等のための移動に要した経費(鉄道賃・航空賃・バス料金、自家用車利用料、レンタカー賃借料、高速道路料金、宿泊料)の領収書等は必ず保管してください。
○面接等を行った事業所から「面接等実施証明書」(別紙2)をもらってください。

4. 助成金交付申請書の提出(様式第1号) (面接等実施日から1月以内に、下記提出先へ郵送等により提出)

○助成金額は、助成対象経費の1/2以下、上限50,000円までとします。
○1人1企業当たり2回まで、上限額に達するまで利用できます。
○とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点で相談された方は「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点支援証明書」(別紙1)を添付してください。

5. 交付決定通知(交付申請日から原則として30日以内に通知)

6. 助成金のお支払い

○実績報告書の提出は、助成金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなします。

<提出・お問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク 県庁サテライト

TEL:0857-26-7536 FAX:0857-26-8169